

## 広島県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	所在 地
都志見（七七） 五一一二 崩壊 急傾斜地の	広島県山県郡北広島町都志見地内
次の図のとおり	表 区 域 示 の
都志見（七七） 五一一二 の崩壊 急傾斜地	区域の名称
次の図のとおり	号三律の土戒定第区 年施推砂区す九域 で政行進災域る条の 定令に害等土第表 め第へ関防に砂二示 る八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。